

# 法人J Aネットバンク利用規定 新旧対照表

高知県信用農業協同組合連合会

法人JAネットバンク利用規定

(1ページ右上スペースへ適格請求書発行事業者名称及び登録番号の追加)

高知県信用農業協同組合連合会  
登録番号：T2490005000523

第1章 総則

第1条 (省略)

第2条 利用資格

1 (1)～(2) (省略)

(3) 当会本所・代理店に普通貯金口座、または当座貯金口座をお持ちの方

2 (省略)

第3条～第27条 (省略)

第2章 照会・振込サービス

第28条 (省略)

第29条 振込・振替機能

1 内容

(1) 振込・振替機能とは、契約口座から、振込資金または振替資金（以下、「振込・振替資金」といいます。）を引落しのうえ、当会本所・代理店および全銀内国為替制度に加盟している当会以外の金融機関の国内本支店の口座（以下、「入金指定口座」といいます。）あてに、振込通知を発信、または振替処理を行うことができるサービスです。

(2) 振込・振替機能における振込または振替の取引は、次の区分により取扱います。

ア 入金指定口座が、契約口座と異なる当会本所・代理店にある場合、または当会以外の金融機関の本支店にある場合、もしくは入金指定口座が契約口座と異なる名義の場合は、「振込」として取扱います。

イ (省略)

(3)～(4) (省略)

2～9 (省略)

第3章 (省略)

第4章 伝送サービス

第31条～第35条 (省略)

第36条 総合振込・口座振込・給与振込・賞与振込共通規定

1～3 (省略)

4 振込先（口座振込を除く。）として指定できる取扱店は、原則、当会本所・代理店および全銀内国為替制度に加盟している当会以外の金融機関の国内本支店とし、振込を指定できる貯金口座（以

法人JAネットバンク利用規定

第1章 総則

第1条 (左同)

第2条 利用資格

1 (1)～(2) (左同)

(3) 当会本所・出張所に普通貯金口座、または当座貯金口座をお持ちの方

2 (左同)

第3条～第27条 (左同)

第2章 照会・振込サービス

第28条 (省略)

第29条 振込・振替機能

1 内容

(1) 振込・振替機能とは、契約口座から、振込資金または振替資金（以下、「振込・振替資金」といいます。）を引落しのうえ、当会本所・出張所および全銀内国為替制度に加盟している当会以外の金融機関の国内本支店の口座（以下、「入金指定口座」といいます。）あてに、振込通知を発信、または振替処理を行うことができるサービスです。

(2) 振込・振替機能における振込または振替の取引は、次の区分により取扱います。

ア 入金指定口座が、契約口座と異なる当会本所・出張所にある場合、または当会以外の金融機関の本支店にある場合、もしくは入金指定口座が契約口座と異なる名義の場合は、「振込」として取扱います。

イ (左同)

(3)～(4) (左同)

2～9 (左同)

第3章 (左同)

第4章 伝送サービス

第31条～第35条 (左同)

第36条 総合振込・口座振込・給与振込・賞与振込共通規定

1～3 (左同)

4 振込先（口座振込を除く。）として指定できる取扱店は、原則、当会本所・出張所および全銀内国為替制度に加盟している当会以外の金融機関の国内本支店とし、振込を指定できる貯金口座（以

(改正後)

(改正前)

下、「振込指定口座」といいます。)は当会所定の科目とします。なお、口座振込の取扱店の範囲は、当会および当会と同一県内の農業協同組合・信用農業協同組合連合会の本支所・代理店とします。

5～12 (省略)

第37条 口座振替

1 (省略)

2 口座振替の取扱店の範囲は、当会および当会と同一県内の農業協同組合・信用農業協同組合連合会の本所・代理店とします。

3～6 (省略)

7 振替資金の入金

当会は、振替指定日に振替資金を伝送契約者の指定する当会本所・代理店および全銀内国為替制度に加盟している当会以外の金融機関の国内本支店の口座に入金するものとします。なお、当会以外の金融機関の国内本支店の口座に入金する場合は、伝送契約者は当会所定の振込手数料および振込手数料合計額にかかる消費税相当額を入金額から差し引くことにより支払うものとします。

8～12 (省略)

第38条 ファイル伝送にかかる口座確認

1 (省略)

2 口座確認の取扱店の範囲は、当会および当会と同一県内の農業協同組合・信用農業協同組合連合会の本支所・代理店とし(ただし、データの内容によって取扱店の範囲が異なる場合があります。)、貯金種目は、当会所定の種目とします。

3～4 (省略)

第39条 ファイル伝送にかかる口座番号変更

1 (省略)

2 口座番号変更の取扱店の範囲は、当会および当会と同一県内の農業協同組合・信用農業協同組合連合会の本支所・代理店とし、貯金種目は、当会所定の種目とします。

3 (省略)

下、「振込指定口座」といいます。)は当会所定の科目とします。なお、口座振込の取扱店の範囲は、当会および当会と同一県内の農業協同組合・信用農業協同組合連合会の本支所・出張所とします。

5～12 (左同)

第37条 口座振替

1 (左同)

2 口座振替の取扱店の範囲は、当会および当会と同一県内の農業協同組合・信用農業協同組合連合会の本所・出張所とします。

3～6 (左同)

7 振替資金の入金

当会は、振替指定日に振替資金を伝送契約者の指定する当会本所・出張所および全銀内国為替制度に加盟している当会以外の金融機関の国内本支店の口座に入金するものとします。なお、当会以外の金融機関の国内本支店の口座に入金する場合は、伝送契約者は当会所定の振込手数料および振込手数料合計額にかかる消費税相当額を入金額から差し引くことにより支払うものとします。

8～12 (左同)

第38条 ファイル伝送にかかる口座確認

1 (左同)

2 口座確認の取扱店の範囲は、当会および当会と同一県内の農業協同組合・信用農業協同組合連合会の本支所・出張所とし(ただし、データの内容によって取扱店の範囲が異なる場合があります。)、貯金種目は、当会所定の種目とします。

3～4 (左同)

第39条 ファイル伝送にかかる口座番号変更

1 (左同)

2 口座番号変更の取扱店の範囲は、当会および当会と同一県内の農業協同組合・信用農業協同組合連合会の本支所・出張所とし、貯金種目は、当会所定の種目とします。

3 (左同)

附則

(実施日)

この規定は、2023年10月1日から実施する。